

大総務第 21 号
令和 7 年 7 月 24 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 小林 あや 様

大阪市総務局長 吉村 公秀
(担当：行政部総務課法人グループ)

諮問書

本市の外郭団体であるクリアウォーター O S A K K A 株式会社に係る中期目標の変更について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき同法人の所管所属長である大阪市建設局長から依頼があったので、同項の規定に基づき諮問します。

記

中期目標変更案 別紙のとおり。

クリアウォーターOSAKA株式会社が達成すべき事業経営に関する目標の変更について

1 変更概要

令和6年度実績を踏まえて、「広域事業の売上高」及び「広域事業の受託件数」の目標値を変更する。

2 変更内容

(1) 広域事業の売上高の目標

＜現行＞ 令和8年度末に6億円

＜変更後＞ 令和8年度末に6.5億円

(2) 広域事業の受託件数の目標

＜現行＞ 令和6年度以降、中期目標期間中に累計129件

＜変更後＞ 令和6年度以降、中期目標期間中に累計143件

【変更理由】

令和6年度実績では、各自治体においてウォーターPPP導入の動きが高まっており、目標値を上回る受託件数を確保したこと、また、令和7年度以降も引き続き、需要が見込まれることから、目標値を変更する。

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】

1 外郭団体名

クリアウォーターOSAKA株式会社

2 所管所属名

建設局

3 中期目標の期間

令和4年5月1日から令和9年3月31日までの4年11か月間

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

大阪市内一円下水道施設の包括維持管理業務の確実な履行だけでなく、「大阪府市下水道ビジョン」に定めた府内市町村の事業運営支援^{※1}を行うとともに、全国市町村に対してウォーターPPPをはじめとした広域的な業務（以下「広域事業」^{※2}という。）の拡大に取り組み、下水道事業の持続、発展に貢献すること。

(※1) 市町村に対して行う包括管理業務や建設工事に関わる監督補助業務などの支援業務

(※2) 市域外における業務

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

当該外郭団体が府内市町村のみならず全国市町村に対して、ウォーターPPPをはじめとした広域的な業務を拡大している状態

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

＜令和5年度までの指標及び目標＞

指標－①：運営支援件数の増加（令和3年度までの累積45件）

目標：中期目標期間中の累積50件（令和8年度末において累積95件へと拡大）

実績：令和5年度末時点で累計43件

＜令和6年度以降の指標及び目標＞

指標－②：広域事業の売上高

目標：令和8年度末に~~6億円~~6.5億円

指標－③：広域事業の受託件数

目標：令和6年度以降、中期目標期間中に~~累積129件~~143件

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

- 令和5年に国が示したウォーターPPP制度により、ウォーターPPP導入の機運が高まっており、令和9年度以降に自治体からの発注が集中することが予測されることから、広域事業の売上高が、目標とする10億円に確実に到達するよう、中期目標期間中は案件形成

に注力し、府内市町村をはじめ全国市町村に対して広域事業の受注拡大に向けた営業活動を行う

- ・広域事業の業務拡大に向けた事業戦略を推進するための業務執行体制の確立（人材育成の推進）

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例（可能な限り定量的なもの）

- ・広域事業の売上高
- ・広域事業の受託件数
- ・府内市町村をはじめとした事業運営支援に必要な下水道分野のより深い知識の取得となる下水道管路の維持管理に係る下水道管理技術認定の有資格者数、及び、下水処理場・ポンプ場の維持管理に係る下水道技術検定の有資格者数の確保

5 その他当該外郭団体の事業経営に関する事項で本市の行政目的又は施策の達成のために必要と認めるもの。

特になし

6 制定日

令和4年4月28日

7 改訂履歴

令和6年10月18日

令和7年7月 日